

定 款

大木ヘルスケアホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、大木ヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、OHKI HEALTHCARE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療機器、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬、肥料、計量器、酒類、乳製品、化粧品、石鹼、歯磨、香料、食料品、食料品添加物、飼料、飼料添加物、日用品雑貨、工業用薬品、光学機器、補聴器およびその付属品、コンタクトレンズおよびその付属品、眼内レンズ、眼鏡、家庭用電気機械器具、事務用機器、通信機器、動物用医療機器、動物用医薬部外品、医療用外薬品、試薬、発泡スチロールの容積減少用化学薬品、福祉用具、健康機器、看護・介護用品、医療用安全用具、衛生用品、衣類、寝装品、履物、化粧用小物、美容機器、家庭用日用品、洗剤、オーラルケア用品、トイレタリー用品、家庭用化学製品、文具、その他の雑貨、インテリア用品、スポーツ用品、レジャー用品、たばこ、殺鼠剤およびネズミ駆除防除用品、不快害虫駆除剤、忌避剤、園芸用品、ペットフード、ペット用品、健康食品、栄養強化食品、特定保健用食品、特別用途食品、介護補助食品、菓子、その他加工食品、水、清涼飲料水、健康飲料の製造、販売および輸出入
- (2) 什器、備品の販売
- (3) 一般貨物自動車運送事業
- (4) 貨物運送取扱事業
- (5) 薬局および医薬品販売業の経営
- (6) 国外での化粧品、日用品雑貨、食料品、健康食品、医薬品の販売許認可取得代行および販売
- (7) 介護支援事業、介護用品のレンタルの斡旋
- (8) 顧客情報の管理業務の代行およびチェーン店の経理事務の代行
- (9) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
- (10) 駐車場の経営
- (11) 損害保険の代理斡旋業務
- (12) 株式・社債等有価証券の保有および売買
- (13) 融資、債務の保証等の信用供与
- (14) 印刷業
- (15) 広告情報媒体物の企画制作および広告宣伝代理業
- (16) 発泡スチロールのリサイクル事業
- (17) 環境問題についてのコンサルティング業務
- (18) 企業経営一般に関する総合コンサルティング
- (19) 前各号に付帯または関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに署名する。

第4章 取 締 役

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役全員をもって組織する取締役会を置く。

2. 当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役、顧問および嘱託)

第30条 取締役会の決議をもって、当会社に相談役、顧問および嘱託を置くことができる。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名する。

第6章 監 査 役

(監査役の設置)

第32条 当会社は、監査役を置く。

(員 数)

第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 監 査 役 会

(監査役会の設置)

第39条 当会社は、監査役全員をもって組織する監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

第40条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名する。

第8章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第9章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第49条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当金の除斥期間等)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月29日最終改訂